

産科医療補償制度の掛金が引き下げられます

1 産科医療補償制度とは？

出生した子供が重度脳性麻痺になり要件を満たした場合に、保険金の支払いにより子供と家庭の経済的負担を補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度です。

2 補償対象基準の変更について

令和4年1月の制度改正に伴い、補償対象の基準が下記のとおり変更となります。

平成27年～令和3年までに出生の子

下記①～③の全てを満たすことが条件

- ①在胎週数32週以上で出生体重1400g以上 又は胎週数28週以上で所定の低酸素状況要件を満たす
- ②身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺^{※1}
- ③先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺^{※2}

令和4年1月1日以降に出生の子

- ①在胎週数28週以上（出生体重によらない）
- ②身体障害者手帳1・2級相当の脳性麻痺^{※1}
- ③先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺^{※2}

※1 補償対象の認定は、身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

※2 先天性や新生児期の要因がある場合でも、その要因が脳性麻痺の主な原因であることが明らかでない場合は補償対象となります。

産科医療保障制度についての詳細は（公財）日本医療機能評価機構のホームページ等に掲載されています

3 掛金の引き下げについて

組合員又は被扶養者が産科医療保障制度に加入する分娩機関で出産した場合、同制度の掛金相当分を加算して「出産費」又は「家族出産費」を支給しています。制度改正後は、掛金が引き下げられますが、少子化対策としての重要性から、出産費又は家族出産費の支給総額については現行の42万円を維持することとされました。

変更前

	出産費等	加算額（掛金相当分）	支給合計額
産科医療保障制度加入分娩機関での出産	404,000円	16,000円	420,000円
産科医療保障制度未加入分娩機関での出産	404,000円	0円	404,000円

変更後

	出産費等	加算額（掛金相当分）	支給合計額
産科医療保障制度加入分娩機関での出産	408,000円	12,000円	420,000円
産科医療保障制度未加入分娩機関での出産	408,000円	0円	408,000円

お問い合わせ先

保健課

TEL 095-827-3139